

【川崎市からのお知らせ】基準の理解に繋がるお役立ち情報メーリングリスト_第1回 事業所が守るべきルールについて（基準条例について）

障害児通所支援事業所
管理者 各位

いつも川崎市の障害児福祉にご尽力いただき、ありがとうございます。

事業者指導担当では、定期的に事業所を訪問させていただき、守るべきルールに沿った運営がされているか確認をする「運営指導」を実施しています。

その運営指導では、多くの事業所で共通する指摘事項が見られています。

そこで、今後はそのような事項について、基準の理解に役立つ情報をメーリングリスト形式で定期的にお届けしていきます。

日々の運営にお役立ていただけますと幸いです。

《第1回テーマ：「基準条例」について》

※ 今回はかなり基本的な内容になりますので、既に理解いただいている場合は読み飛ばしてください。

一般的に会社が守るべき法律等として、「会社法」や「労働基準法」等があるように、放課後等デイサービスや児童発達支援等の障害児通所支援事業を運営する際にも、守るべきルール（＝基準）が存在します。

ルールの中には、市が定める条例や、国が発出する通知等がありますが、今回は最も直接的に守るべきルールとして定められている「基準条例」について説明します。

【川崎市の基準条例とは】

・川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

川崎市で、放課後等デイサービスや児童発達支援等の障害児通所支援事業を運営するにあたって、

「人員」、「設備」、「運営」に関して守るべき基準を定めた条例になります。

【インターネット上での基準条例の検索方法】

Yahoo!や Google 等の検索窓で、「川崎市例規集」と検索

⇒ 「目次検索」をクリック

⇒ 「第18類 民生」の中の「第3章 事業、施設等基準」

⇒ 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

【基準条例の内容の一例】

- ・事業所として配置すべき人員について
 - ・個別支援計画の作成手順について
 - ・身体拘束の予防や虐待防止対策として事業所として行うべき内容について
- など、事業所運営に際して守るべきことが定められています。

運営指導で我々行政職員が確認を行う際、上記基準条例等に沿った運営がされているかどうかという観点でチェックを行っています。

【その他】

基準条例では少しとっつきづらいという場合は、以下のような書籍もあります。

- ・中央法規 事業者ハンドブック
(青色の本が「基準」に関する内容、赤色の本が「報酬や加算」に関する内容です。)

<https://www.chuohoki.co.jp/site/pg/1products5334194/>

※ こちらについては購入を勧める意味合いで案内している訳ではありません。必要に応じて御検討ください。

(参考までに、非常に便利であるため、我々川崎市職員も購入して日々活用しています。)

以上、今回はいわゆる「基準条例」についてのご説明でした。

今後も不定期で基準に関する情報を発信していきます。

引き続きよろしくお願いいたします。

発信元：川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当

TEL：044-200-0082 / 044-200-1479

FAX : 044-200-3932

メール : 40sidou@city.kawasaki.jp